

【オーストラリア】2020年プライバシー法改正（公衆衛生接触情報）法 —新型コロナウイルス感染追跡アプリの利用促進—

海外立法情報課長 内海 和美

* 2020年5月15日、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、感染者との濃厚接触者を追跡するためのスマートフォン用アプリケーション（COVIDSafe）の利用促進を図るための法律が成立した。

1 法改正の経緯

2020年3月15日、豪州政府は、連邦政府と各州・地域政府が一体となって新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対処するため、連邦首相、各州首相及び地域首席大臣で構成される「国家内閣（National Cabinet）」を史上初めて立ち上げた¹。国家内閣での合意を受け豪州首相府は、同年4月26日、感染拡大防止を目的として、感染者との濃厚接触者を追跡するためのスマートフォン用アプリケーション（COVIDSafe）を導入することを発表した²。

COVIDSafeは、感染拡大防止の観点から早急な導入が望まれたが、他方その運用に当たっては、利用者のプライバシー侵害や個人情報のセキュリティに対して懸念があったため法律による規制が求められた³。そこで法律が制定されるまでの間「2015年バイオセキュリティ法」⁴第477条第1項に基づく保健大臣決定⁵（2020年4月25日施行）を根拠として早期の導入を図り、その後同年5月15日に「2020年プライバシー法改正（公衆衛生接触情報）法」（2020年法律第44号）⁶（以下「2020年法」）を制定して法的整備を行った（同年5月16日施行）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月8日である。

¹ Prime Minister, Transcript - Press Conference, 15 Mar 2020. Prime Minister of Australia Website <<https://www.pm.gov.au/media/press-conference-premiers-and-chief-ministers-parramatta-nsw>>

² COVIDSafeの機能等は次のとおりである。①近距離無線通信 Bluetooth を利用し、アプリをダウンロードした利用者同士が1.5m以内の距離で15分以上濃厚接触すると、接触日時、距離、接触時間の情報が暗号化され、それぞれの利用者のスマホ上のアプリに記録される。位置情報は記録されない。②記録された情報は21日後に削除される。③濃厚接触者に感染者が出た場合以外、利用者本人であっても記録された情報にアクセスできない。④州又は準州の公衆衛生当局が情報にアクセスするには、利用者の同意が必要となる。⑤アプリをダウンロードするには、氏名、携帯電話番号、郵便番号、年齢層の入力が求められ、アプリ利用者に感染者が出た場合は、州又は準州の公衆衛生当局が感染者本人の同意を得て過去21日間の記録を入手し、濃厚接触者に連絡を行う。Prime Minister, Minister for Health, Minister for Government Services and Chief Medical Officer, “COVIDSafe: New app to slow the spread of coronavirus,” Media release, 26 April 2020. <<https://www.pm.gov.au/media/covidsafe-new-app-slow-spread-coronavirus>> なお、豪州政府は総人口（2019年末現在、約2,550万人）の40%以上がダウンロードすることを目標に掲げているが、2020年6月12日現在のダウンロード件数は約630万件、総人口の24.7%である（Prime Minister, “Update on coronavirus measures,” Media statement, 12 June 2020. <<https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-12june20>>）。

³ Pauline Wright, Law Council of Australia President, “Tracing app has been released but privacy concerns still exist,” Media Release, 26 April 2020. Law Council of Australia Website <<https://www.lawcouncil.asn.au/media/media-releases/tracing-app-has-been-released-but-privacy-concerns-still-exist>>

⁴ Biosecurity Act 2015, No.61, 2015. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020C00127>>; 吉本紀「【オーストラリア】バイオセキュリティ法」『外国の立法』No.264-1, 2015.7, pp.22-23. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9446695_po_02640111.pdf?contentNo=1>

⁵ Biosecurity (Human Biosecurity Emergency) (Human Coronavirus with Pandemic Potential) (Emergency Requirements - Public Health Contact Information) Determination 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2020L00480>> なお、この決定は、2020年法（後掲注(6)）の施行日に廃止された（2020年法第2条及び附則2）。

⁶ Privacy Amendment (Public Health Contact Information) Act 2020, No.44, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020A00044>>

2 2020 年法の概要

2020 年法では、「1988 年プライバシー法」(1988 年法律第 119 号)⁷第 8 章の後に「第 8A 章 公衆衛生接触情報」(第 94A 条～第 94ZD 条)が追加された。

第 8A 章の概要は次のとおりである。

(1) 第 1 節 通則

第 8A 章の目的は、COVIDSafe 利用者等のプライバシー保護を強化することによって、人々に COVIDSafe への理解と利用を促し、感染者との濃厚接触者をより早く、効果的に追跡できるようにすること、その結果、COVID-19 の豪州への侵入、発生、定着又は蔓延の防止及び制御に資することにある(第 94B 条)。

(2) 第 2 節 COVID アプリデータ及び COVIDSafe に関する違法行為

次の行為を行った者は、5 年以下の禁錮若しくは 300 ペナルティー・ユニット⁸以下の罰金に処し、又はこれを併科する。①COVIDSafe を起動して得られる、通信デバイス(スマートフォン)に保存された個人データ(以下「COVID アプリデータ」)を許可なく収集し、使用し、又は開示した者(第 94D 条第 1 項)、②COVIDSafe 利用者の同意なく、通信デバイスから、接触追跡の目的で連邦政府が管理するデータベース(以下「COVIDSafe データストア」)に COVID アプリデータをアップロードし、又はさせた者(第 94E 条)、③通信デバイスから COVIDSafe データストアにアップロードされた COVID アプリデータを、国外のサーバーに保存した者又は国外の者に開示した者(第 94F 条)、④通信デバイスに保存されている、暗号化された COVID アプリデータを復号した者(第 94G 条)、⑤他人に次の行為を要求した者、(a) COVIDSafe を通信デバイスにダウンロードし、(b) 通信デバイス上に COVIDSafe を起動し、又は(c) 通信デバイスから COVIDSafe データストアに COVID アプリデータをアップロードすることに同意すること(第 94H 条)。

(3) 第 3 節 COVID アプリデータ及び COVIDSafe に関するその他の義務

データストア管理者は、COVID アプリデータが通信デバイスに 21 日以上保存されないようにしなければならない(第 94K 条)。COVIDSafe 利用者が、通信デバイスから COVIDSafe データストアにアップロードされた自らの個人情報の削除をデータストア管理者に要求した場合、データストア管理者は速やかに応じなければならない(第 94L 条第 1 項)。

(4) 第 4 節 プライバシーに関する一般的措置の適用

個人に関する COVID アプリデータは、個人情報とみなされる(第 94Q 条)。

(5) 第 5 節 雑則

保健大臣は、COVIDSafe の利用が COVID-19 の豪州への侵入、発生、定着又は蔓延を防止し、若しくは制御するために、必要がない又はもはや効果的ではないと判断した場合は、連邦最高医務責任者(Commonwealth Chief Medical Officer)又は豪州国家健康保護委員会の助言又は勧告を受け、COVIDSafe の終了日⁹を決めなければならない(第 94Y 条)。COVID アプリデータは、州若しくは準州の保健当局又は連邦政府以外の他機関等によって開示され、又は使用された後も、連邦政府に帰属する(第 94ZC 条)。

⁷ Privacy Act 1988, No.119, 1988. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020C00168>>

⁸ 1 ペナルティー・ユニットは 210 オーストラリアドル (AUD) (Crimes Amendment (Penalty Unit) Act 2017, No. 35, 2017, section 4AA.)。1AUD は約 69.8 円 (令和 2 年 7 月分報告省令レート) であるので、300 ペナルティー・ユニットは約 440 万円となる。

⁹ この日から 90 日後に第 8A 章は廃止される(2020 年法第 2 条及び附則 2)。